

退去時の諸手続について

1. 公共料金他解約の手続き

入居者様にて停止の手配をお願いします。当社からは連絡致しません。

(電気・ガス・水道・NTT・新聞・アト安心ライフ24・火災保険等...)

アト安心ライフ24の連絡先はジャパンベストレスキューシステム(株)(旧(株)アクトコール) ☎0120-24-0019 です

水道は連絡不要です。(注：プレジール西田地方、プレジール小杉、HAN Aハイツ、新庄町倉庫付事務所は連絡が必要です)

電気は、立会時室内点検に必要な為、退去立会日翌日で停止して下さい。

火災保険は契約期間に応じ保険会社より返戻金が返金されます。加入した保険会社代理店担当者へご連絡下さい。

2. 郵便物の転送手続き

退去後に届く郵便物は処分されますので、転居先が決まった時点で、最寄りの郵便局に転送届けを提出して下さい。

3. 退去立会い

室内の荷物が全て出た時点で、当社担当者立会いにて、お客様と室内点検を行います。賃貸借契約書に基づいて敷金精算致します。

敷金ではなく定額補修費の方について、敷金精算はありませんが、お立会いは必須です。

立会い当日は鍵・合鍵(作成したもの全て)をお持ち下さい。

※引っ越しに伴う室内の家財処分については、必ず町内の決められたルールを守り、分別して出して下さい。該当者を特定できた場合は、分別撤去費用を請求します。

解約月の賃料は、月割り計算になりますので、ご注意ください。

※一部の物件を除く

株式会社トミソー